

訓令

埼玉県訓令第六号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一中「平成」を「元号」に改める。

別記第二中「平成」を「元号」に改める。

別記第三中「平成」を「元号」に改める。

別記第四第一号中「平成」を「元号」に改め、同第四第二号及び第三号中「平成」を「元号」に改める。

別記第五第一号及び第二号中「平成〇年」を「元号〇年」に改め、同第五第二号及び第四号中「平成」を「元号」に改める。

別記第六から別記第八までの規定中「平成」を「元号」に改める。

別記第九中「平成」を「元号」に、「平成」を「元号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。